

資料-12

造林公社に対する国の主な支援措置(補助、融資、地財措置)の状況

年度	補助制度	融資制度	地方財政措置
S50 1975		① 林業公社に対する融資率の引上げ。(80%→90%)	
S52 1977	② 「共同水源林造成特別事業実施要綱」の制定 共同水源林造成法人の行う造林事業の諸掛費に対する補助の拡充。(通常16%→27%)	② 「共同水源林造成特別事業実施要綱」の制定 共同水源林造成法人に対する融資率の引上げ。(90%→100%)	
S54 1979		③ 「林業等振興資金金融通暫定措置法」の制定 林業經營改善計画について知事の認定を受けた場合の貸付条件の変更(償還期限非補助拡大造林の場合35年→45年(その他は30年→40年)、据置期間20年→25年)、長伐期施業の場合の貸付条件の変更(償還期限45年→55年、据置期間25年→35年)などの制度の改正。	
S62 1987	④ 造林補助事業体系の改正 「分収林造林」を事業区分に追加し、査定係数170(一般140)を適用	④ 「林業等振興資金金融通暫定措置法」の改正 貸付条件の変更(償還期限非補助拡大造林の場合45年→55年、据置期間25年→35年)。育林の対象林齢の引上げ(25年→35年)	
H3 1991		⑤ 「施業転換資金」の創設(H3~19) H3年の森林法改正による「特定森林施業計画制度」に伴い、長伐期施業等への転換を図る森林に係る公庫資金について償還期間および金利が新規融資と同等となるよう借換資金の創設。(償還期限:当初貸付けから55年。うち35年据置。・貸付利率:造林資金と同率)	
H5 1993	⑥ 「公的分収林整備事業」の創設 森林整備法人等の公的機関による森林整備(12令級までの抜き伐り等)への助成。(査定係数:170)		
H6 1994		⑦ 「分収林機能高度化資金」の創設(H6~14) 特定施業森林区域内での長伐期施業の推進に先導的な役割を担おうとする林業公社など森林整備法人を特に支援することにより、長伐期施業を誘導、促進することを狙として、準「施業転換資金」とも言われる分収林機能高度化資金が創設。 ⑧ 「森林整備活性化資金」(無利子資金)の創設 林業基盤整備資金(造林)との併せ貸し(H6年度)~、または施業転換資金との併せ貸し(H13年度)~により、対象事業費の2/7(その後の制度改定により、条件に合致すれば1/2または3/5)を融資する制度が創設。	
H8 1996	⑨ 「公的分収林整備推進事業」の拡充 市町村森林整備計画において指定された要間伐森林について補助の拡充。(査定係数:170→180)		
H13 2001	⑩ 「公的森林整備推進事業」の創設 市町村が森林所有者により森林整備が期待できないと認め、森林整備法人等に斡旋した森林について、森林所有者から施業・経営を受託して行う事業を対象に追加。		
H16 2004	⑪ 「公的森林整備推進事業」の拡充 森林整備法人が分収契約解除後も森林所有者と協定等により行う森林整備事業を対象に追加。		
H17 2005		⑫ 「任意繰上償還」の実施(H17~19) H17年度は、利率3.5%を超えるもの。H18,19年度は3.5%以上のものについて、任意による繰上償還が設けられた。	
H18 2006	⑬ 「公的森林整備推進事業」の拡充 ○ 公的森林について、人工林整理伐(10~12令級の人工林を対象に高率補助(80~90%)による抜き伐り)を助成。 ○ 複層林造成のため18令級まで抜き伐り助成。(長期育成循環施業について分収方式にも拡大)	⑭ 「施業転換資金」に森林經營再生タイプを追加(H18~19) 施業転換資金の対象森林を拡大(森林施業計画の対象森林(既に長伐期施業又は複層林施業の対象にあっている森林を除く。)のうち、森林施業計画を変更して複層林化又は伐期の10年以上の延長を行う森林を追加)	⑮ 特別交付税措置の新設 県の行う公社の無利子貸付け、利子補給の一部を特別交付税で措置する制度が創設。(措置率20%、上限2億円)
H19 2007	⑯ 「未整備森林緊急公的整備導入モデル事業」の創設(H19~20) 適切な森林の状態に保つために必要な間伐等を推進。定額助成。		
H20 2008	⑰ 「美しい森林づくり共同整備特別対策事業」の創設 非皆伐への転換のための契約変更取組への助成。	⑱ 「利用間伐推進資金」の創設 利用間伐に必要な資金と実質的に既往債務の償還期間を延長することができる資金を併せて貸し付ける制度が創設。森林整備活性化資金(無利子資金)との併せて貸しも可能。	
H21 2009	⑲ 「条件不利森林公的整備緊急特別対策事業」の創設 条件不利森林を対象に間伐等森林整備を推進。定額助成。		⑳ 特別交付税措置の拡充 H18に措置された特別交付税が拡充。県が債務を引き受けた場合も対象として追加。(措置率50%、上限5億円)